

東京都市計画地区計画 池袋駅西口B地区地区計画 計画図 1



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（4都市基交第1527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）4都市基街都第288号、令和5年3月22日
 （承認番号）4都市基交都第74号、令和5年3月29日

東京都市計画地区計画 池袋駅西口B地区地区計画 計画図 2



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（4都市基交第1527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）4都市基街都第288号、令和5年3月22日
 （承認番号）4都市基交都第74号、令和5年3月29日

東京都市計画地区計画 池袋駅西口B地区地区計画 計画図 3-1 (地下1階レベル)



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（4都市基交第1527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 4都市基街都第288号、令和5年3月22日
 (承認番号) 4都市基交都第74号、令和5年3月29日

東京都市計画地区計画

池袋駅西口B地区地区計画 計画図 3-2 (1階レベル)



この地図は、国土地理院長の承認（平29国開公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（4都市基交第1527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）4都市基街都第288号、令和5年3月22日

（承認番号）4都市基交都第74号、令和5年3月29日

東京都市計画地区計画

池袋駅西口B地区地区計画 計画図 3-3 (2階レベル)

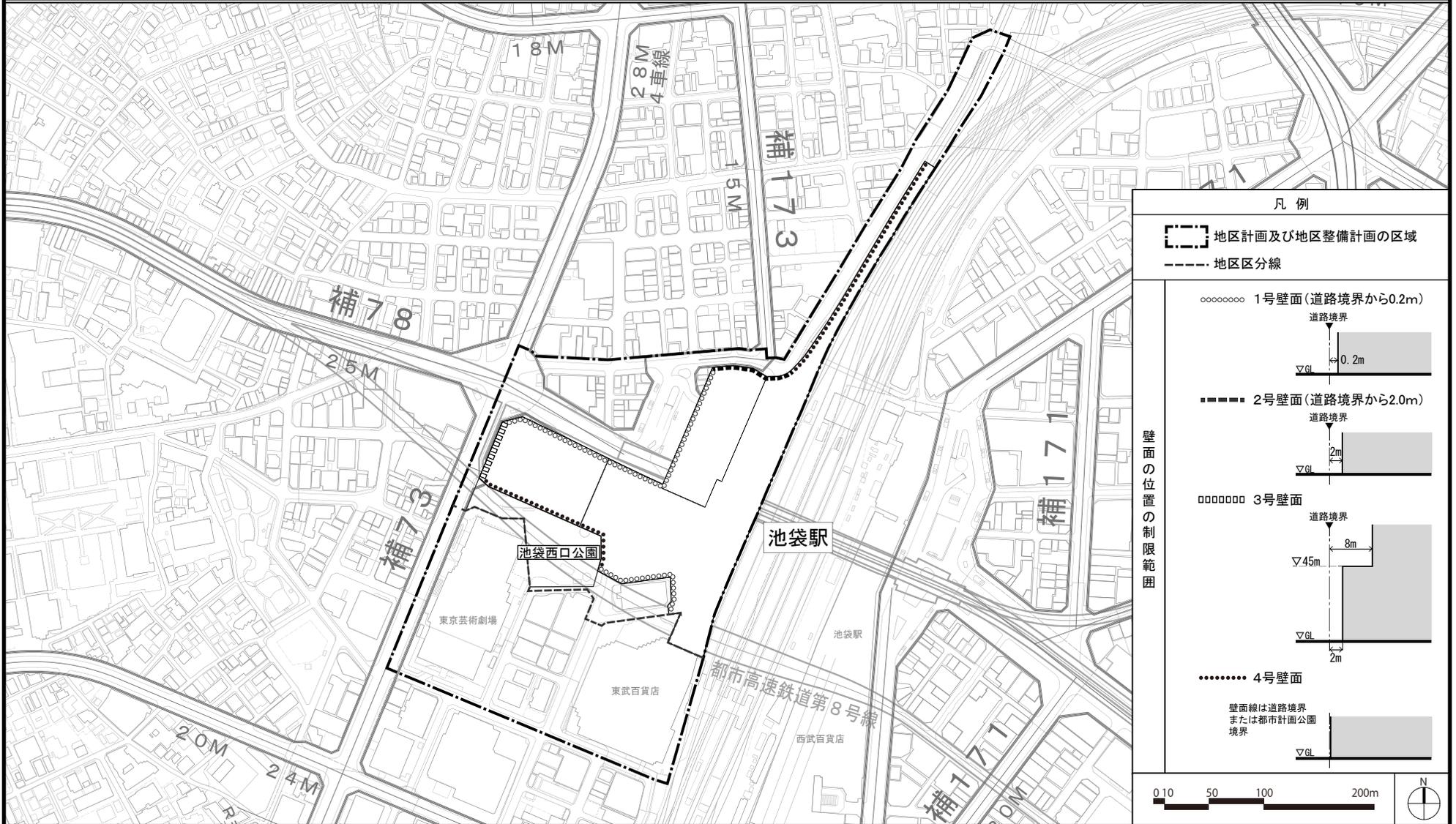


この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（4都市基交第1527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）4都市基街都第288号、令和5年3月22日

（承認番号）4都市基交都第74号、令和5年3月29日

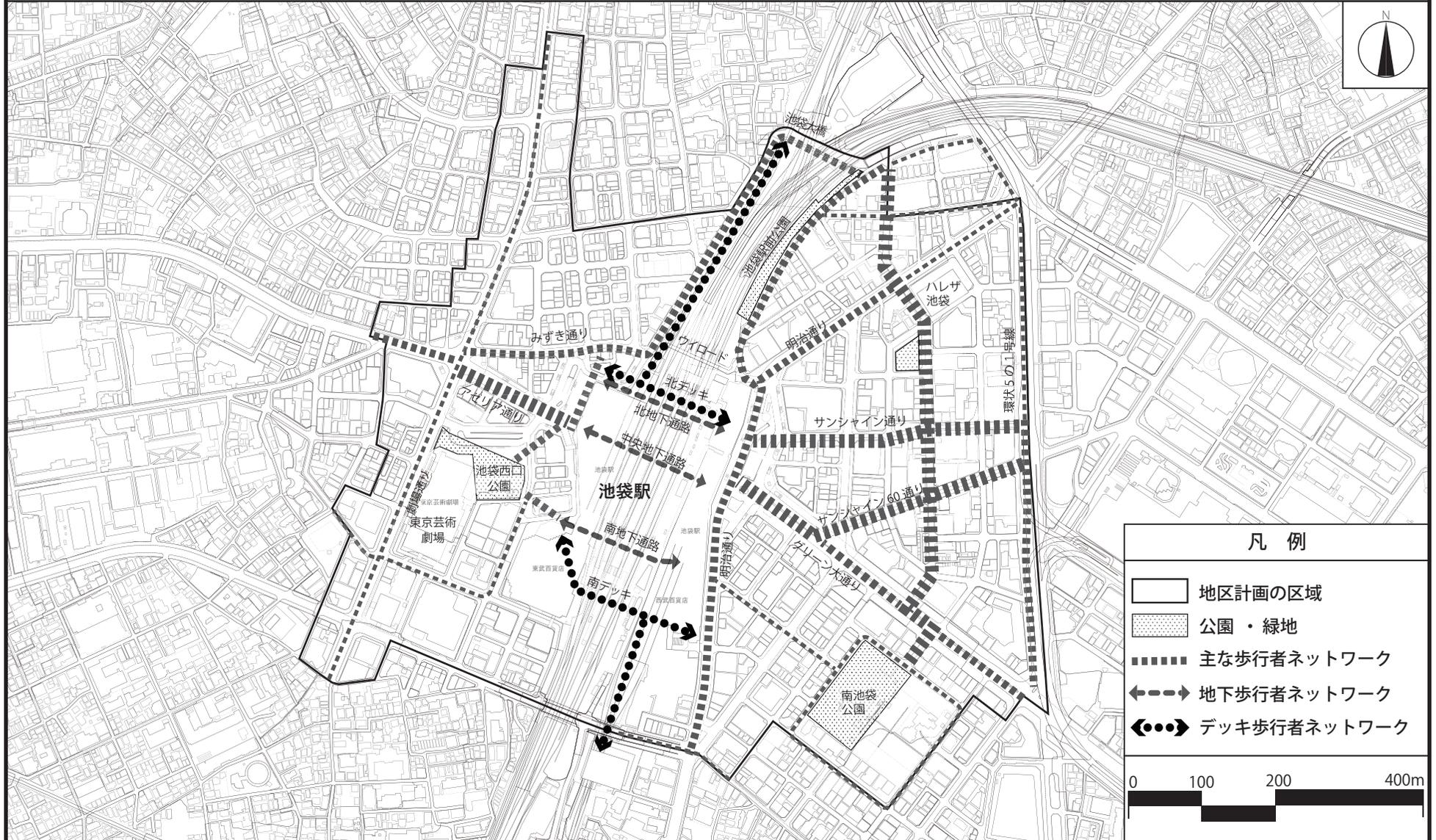
東京都市計画地区計画 池袋駅西口B地区地区計画 計画図4



この地図は、国土地理院長の承認（平29国開公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（4都市基交第1527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 4都市基街都第288号、令和5年3月22日
 (承認番号) 4都市基交都第74号、令和5年3月29日

東京都市計画地区計画

池袋駅西口B地区地区計画 方針付図（参考図1）



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（4都市基交第1527号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画

池袋駅西口B地区地区計画

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成し、国際競争力のある新事業を創出することとしている。

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「池袋駅周辺地域」に位置し、地域整備方針では、駅施設及び周辺市街地の再編に併せて、地域の回遊性、乗換利便性、防災性の向上を図る歩行者ネットワークの形成を促進することに加え、文化・芸術等の育成・創造・発信・交流等の機能の充実・強化を図るとともに、魅力ある商業、業務機能等を集積し、国際アート・カルチャー都市を形成することとしている。

さらに、「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、池袋駅周辺では、都市再生特別地区などを活用し、交通結節機能の強化と合わせ、多様な商業・業務機能や国際的な芸術・文化（国際アート・カルチャー）機能など、個性ある機能が集積した集客力の高い中核的な拠点を形成することが掲げられている。

また、「豊島区都市づくりビジョン」では、国際アート・カルチャー都市構想を実現する『まち全体が舞台の誰もが主役の劇場都市』づくりに取り組み、東京の国際競争力を高める拠点を形成することとしている。

加えて、「池袋駅コア整備方針 2024」では、アート・カルチャーの魅力や都市機能の集積、情報発信により国内外から人を集め、駅東西の往来の促進やまちに人を送り出すための基盤整備と居心地の良い空間づくり、安心して暮らせる環境整備を

同時に行うことで、ウォークブルなまちへと生まれ変わることを目指している。

本計画では、池袋駅西口地区において都市再生特別地区の都市計画を定めることに合わせ、駅前広場や駅と周辺のまちをつなげる安全で快適な歩行者空間の整備等によって、回遊性、利便性、防災性の高い歩行者中心のまちに都市構造を転換することと併せて、文化・芸術等の育成・創造・発信・交流等の機能の充実・強化を図るとともに、魅力ある商業、業務機能等を集積し、世界中から人を惹きつける国際アート・カルチャー都市の形成を目指すため、地区計画の変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。